㋐　ＮＡＴＭ工法によるトンネル内空断面積（標準部の覆工後の内空断面積）が45㎡以上であること。

㋑　土被りが20m未満（坑口部を除く。（坑口部とは「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」でいう土被りが１～２Ｄ（Ｄは掘削幅）の範囲とする。））であること。

ただし、上記ア）・イ）は同一工事であること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

6．提出する技術提案①が適正であること。

7．次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下､｢配置予定技術者｣という。)を当該工事に専任で配置できること。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㋑　平成９年度以降に、元請けとして同種工事（上記５．に揚げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。ただし、経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員の配置予定技術者が平成９年度以降に元請けとして同種工事（上記５．に揚げる工事）の経験を有していること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㋒　配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

㋓　配置予定技術者は、建設業法第７条第２項及び第15条第２項に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合はこの限りでない。

㋔　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

㋕　上記㋐から㋔について確認できる書類を添付すること。その添付がされない場合は、入札に参加できないことがある。

8．申請書及び資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

9．上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

10．入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

11．建設業法の土木一式工事の許可を有する者であること。

12．警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

２）入札参加者を指名する基準

⑴１）１．から12．までの要件を満たす者のうち、３⑴１）１．、２）及び３）の評価点合計の上位10者までに含まれる者であること。なお、10者目の評価点合計が複数者存在する場合は、その全ての者を含むものとする。

ただし、⑴１）１．から12．までの要件を満たす者の数が10に満たない場合は、要件を満たす者全てを指名するものとする。

評価点の評価項目、評価の着目点及び評価点合計の算出方法の詳細は、入札説明書による。

⑵　二次審査（総合評価を行うための基準）

発注者から上記⑴１）に掲げる資格を有し、かつ、⑴２）の基準を満足して、指名された者で、予定価格の範囲内で入札を行った者について、技術提案②の審査及び総合評価を行う。なお、予定価格の範囲内で入札を行った者であっても、提出した技術提案②の内容が適正でない場合は、入札を無効とする。

３　指名及び総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目及び評価の着目点

本工事の指名及び総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

１）技術提案評価

１．覆工コンクリートの品質向上に関する技術提案（技術提案①）

２．斜坑口部における支保工の品質向上に関する技術提案（技術提案②）

上記１．２．に関する技術提案について評価する。

２）技術者評価

１．配置予定技術者の評価

・同種工事の施工経験（３件）について評価する。

３）企業評価

１．基本企業評価

・同種工事の施工実績（１件）について評価する。

４）施工体制評価

１．品質確保の実効性

・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

２．施工体制確保の確実性

・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

⑵　落札者の決定方法

１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

２）標準点

・１）の要件を満たす入札を行ったものに対して、要求要件を実現できると認められる技術提案を提出した者に、100点の標準点を与える。

３）加算点及び施工体制評価点

・⑴１）１．及び２．については、各技術提案を総合的にＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ・Ｇで評価し、それぞれＡを30点、Ｂを25点、Ｃを20点、Ｄを15点、Ｅを10点、Ｆを５点、Ｇを０点として加算点を与える。

・⑴４）については、１．及び２．について、それぞれ総合的に優・良・可で評価し、優を15点、良を５点、可を０点、とし施工体制評価点を与える。

各評価項目の評価基準、評価点等詳細については、入札説明書による。

４）上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

５）評価値、基準評価値について

評価値は､基準評価値を下回らないこと。なお､基準評価値とは以下のとおりとする。評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とし、求められる値（評価値、基準評価値）は小数点第４位（５位切り捨て）とする。

基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格（単位：億円）

６）評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑶　技術提案に基づく施工

実際の施工に際しては、事前に提出した技術提案に基づき同等以上の施工を行うものとする。